

花園ホームヘルパーステーション

【 利用料金 】

令和3年4月1日 改定

※ **利用者負担（1割の場合）**の算出方法

「1ヶ月のサービス合計単位」×「地域区分算定割合10.21円」=A円（1円未満切り捨て）

「利用者負担金（1円未満切り捨て）」=A円-（A円×0.9）

①訪問介護サービス

区分	身体	区分	生活	区分	身体+生活
身体0 1	167単位	生活2	183単位	身1生1	317単位
身体1	250単位	生活3	225単位	身1生2	384単位
身体2	396単位			身2生1	463単位
身体3	579単位			身2生2	530単位

- ・ 特定事業所加算Ⅱ 上記単位数×10.0%
- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 上記単位数の月合計の13.7%
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 上記単位数の月合計の6.3%

②福井市日常生活支援総合事業 訪問型予防給付相当サービス

頻度	利用回数/月	回	月
週1回程度	1~4回	268単位	-
	5回	-	1176単位
週2回程度	1~8回	268単位	-
	9回	-	2349単位
週3回超	1~12回	268単位	-
	13~14回	-	3727単位

- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 上記単位数の月合計の13.7%
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 上記単位数の月合計の6.3%

③福井市日常生活支援総合事業 訪問型基準緩和（A型）サービス

頻度	利用回数/月	回	月
週1回程度	1~4回	225単位	-
	5回	-	987単位
週2回程度	1~8回	225単位	-
	9回	-	1972単位
週3回超	1~12回	225単位	-
	13~14回	-	3129単位

- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 上記単位数の月合計の13.7%

④その他

- ・ 令和3年9月30日までの間は、所定単位数0.1%に相当する単位数を上乗せ算定する。